

76. 10

特許権又は特許に関する権利の抹消登録
申請の取扱い

特許権又は特許に関する権利に係る登録の抹消（一部放棄による登録の抹消を除く。）の申請がなされた場合において、当該抹消に係る権利について登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請が必要なときであっても、抹消登録申請書に登録名義人の表示の変更又は更正の事実を証明する書面が添付されているときは、登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請がなくとも、当該抹消登録申請書を受理する。

（改訂平成23・11）